

# 来年4月以降に入園を希望する児童を募集します

お問い合わせ 市役所 社会福祉課（児童福祉係） ☎63-5113 / 各支所市民課（福祉保健係）

## ●公立

地域	公立保育園	所在地	電話	定員	乳児保育受入年齢
両津	両尾保育園	両尾1865-1	27-7934	45	乳児保育なし
	河崎保育園	下久知2218	27-7804	45	
	椎崎保育園	原黒169	27-5523	45	
	湊保育園	両津湊212	27-2407	90	生後6か月を過ぎた翌月から
	夷保育園	両津夷347	27-3403	70	乳児保育なし
	吉井保育園	上横山723-3	27-6446	45	生後6か月を過ぎた翌月から
	梅津保育園	梅津2341-1	27-2824	90	乳児保育なし
相川	羽吉保育園	羽吉1198	27-5835	30	乳児保育なし
	稲鯨保育園	橘30-2	76-2710	45	生後6か月を過ぎた翌月から
	たかち保育園	高千1011-1	78-2152	30	
相川保育園	相川南沢町158	74-2244	90		
佐和田	河原田保育園	中原479-1	52-2247	90	生後6か月を過ぎた翌月から
	双葉保育園	東大通8	57-2818	120	
	八幡保育園	八幡1533-2	52-2680	60	
金井	沢根保育園	沢根五十里1402-1	52-6613	60	生後6か月を過ぎた翌月から
	金井保育園	千種230	63-2227	110	
	中興保育園	中興乙694	63-2905	45	
新穂	金井新保保育園	金井新保乙1107-1	63-3029	60	生後6か月を過ぎた翌月から
	新穂トキっ子保育園	新穂瓜生屋359-1	22-2148	150	
畑野	畑野保育園	畑野甲518-1	66-2082	95	乳児保育なし
	川西保育園	宮川1060-1	66-2463	60	
	小倉保育園	小倉乙948-3	66-2364	30	
真野	多田保育園	多田979-2	67-2272	20	生後6か月を過ぎた翌月から
	真野第1保育園	吉岡912-1	55-2133	180	
小木	真野第2保育園	西三川1070-1	58-2235	20	生後6か月を過ぎた翌月から
	小木保育園	小木町1522	86-2153	90	
羽茂	羽茂保育園	羽茂本郷1630	88-2355	120	生後6か月を過ぎた翌月から
赤泊	赤泊保育園	赤泊282-3	87-2379	90	生後6か月を過ぎた翌月から

※歌代保育園は平成21年3月末で廃園のため園児募集は行いません。

**募集する児童** 保護者が働いているなどの理由で、家庭内において十分保育することができない子ども

### 保育時間

**通常保育** 平日：午前8時～午後4時

土曜日：午前8時～正午

**延長保育** 平日：午前7時30分～午前8時

午後4時～午後7時

土曜日：午前7時30分～午前8時

**特別保育** 障害児保育（心身に障害を持つ児童を保育します）

乳児保育（1歳未満の児童を保育します）

**保育料** 保育料は、保護者等の課税状況に応じて算定します。同一世帯の児童が2人以上入園する場合、保育料を軽減します。（3人目からは無料）

**募集期間** 11月1日(土)～12月1日(月)

年度途中で保育園への入園を予定している場合も、この期間にお申し込みできます。

### お申し込み

**申込用紙** 市内各保育園と市役所本庁社会福祉課および各支所市民課に用意してあります

**申込書の提出先** 継続入園→入園中の保育園まで / 新規入園→市役所または希望の保育園まで

**入園決定通知** 保育園入園承諾書 平成21年2月上旬予定 / 保育料（暫定）決定通知 平成21年4月中旬予定

**広域入園について**…里帰り出産等により、市以外の保育園に入園を希望する場合は、市町村間等での協議が必要ですので、あらかじめ申し出てください。

## ●私立

地域	私立保育園	所在地	電話	定員	開所・閉所時間	乳児保育受入年齢
相川	姫津保育園	姫津259	75-2120	45	7:30～18:00 (土曜日は11:30まで)	生後3か月を過ぎた翌月から
	平泉保育園	泉甲507-4	63-2024	90	7:15～19:15 (土曜日は18:00まで)	産休明け
金井	吉井隣保館	吉井本郷480	63-6898	60	7:30～18:00 (土曜日は原則12:00まで)	生後8か月を過ぎた翌月から

## ●へき地

両津	水津保育園	水津126-2	29-2153	30	乳児保育なし
	浦川保育園	浦川265	25-2494	30	
	海府保育園	鷺崎926	26-2003	35	
赤泊	川茂保育園	下川茂137-1	87-2412	30	生後6か月を過ぎた翌月から

※定員の都合により、新年度の入園をお受けできない園もありますので、市役所社会福祉課（児童福祉係）または各支所市民課、保育園にお問い合わせください。

